

議案第13号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について

【要旨】

平成24年6月27日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月1日より「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されます。この改正に伴い、「高幡広域市町村圏事務組合規約」の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【変更の内容】

高幡広域市町村圏事務組合規約第3条の表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。

【高幡広域市町村圏事務組合規約新旧対照表】

改正後	改正前												
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。												
<table><tr><th>共同処理する事務</th><th>市町村</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務</td><td>須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町</td></tr></table>	共同処理する事務	市町村	(略)		<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	<table><tr><th>共同処理する事務</th><th>市町村</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務</td><td>須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町</td></tr></table>	共同処理する事務	市町村	(略)		<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
共同処理する事務	市町村												
(略)													
<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町												
共同処理する事務	市町村												
(略)													
<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町												